

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	新庄浄水場等運転・管理業務事業			事業コード	1262
所属コード	906101	課等名	上下水道局新庄浄水場	係名	
課長名	上下水道局浄水課長	担当者名	田中 舘 晋	内線番号	697-6904
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード	5
	基本事業	安定給水の確保	コード	1
予算費目名	水道事業会計 1 款 01 項 10 目 修繕費 (019-10) 水道事業会計 1 款 01 項 10 目 動力費 (020-10) 水道事業会計 1 款 01 項 10 目 薬品費 (022-10)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 7 年度
根拠法令等	水道法			

(2) 事務事業の概要

中津川から取水した原水を水道法の水質基準に適合するように浄水し、常に給水区域内の需要に応じた水量を供給できるように、施設を適正に運転管理するとともに、施設が常時正常運転可能な状態に保つために点検整備を行うもの。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

盛岡市の発展に伴い水需要が配水能力を上回る見通しとなったことから、第 7 次拡張事業として新庄浄水場及び中津川取水場の建設を平成 2 年度に着手、平成 7 年度に新庄浄水場が完成し給水を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

将来にわたり水道水源の良好な水質を保持していくことを目的とし、盛岡市水道水源保護条例が平成 14 年 3 月公布し、同年 10 月 1 日から施行された。水道法一部改正により、水道事業の第三者への業務委託の制度化などが平成 14 年 4 月から可能になった。水道により供給される水に関する新しい水質基準を定める「水質基準に関する省令」が平成 15 年 5 月公布され、平成 16 年 4 月から施行された。平成 19 年 3 月水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針が示され、その対応に努めている。使用者の節水意識の向上と大口需要者の地下水利用への転換及び人口の減少等により給水量が減少している。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が，何が対象か）

○浄水処理施設等

○原水

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 施設数	箇所	4	4	4	4	4
B 原水の取水量	m ³	8,684,190	9,587,060	12,204,432	8,310,900	12,204,432
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

- ・浄水処理施設等の適切な運転・管理により，原水を水道法の水質基準に適合するように浄水し，水道使用者に安定的に供給した。
- ・浄水処理施設等を常時運転可能な状態に保つため，点検整備を行った。
- ・施設の異常，災害時等にも運転管理を適正に行い，安全な水道水を安定的に供給した。
- ・浄水処理に伴い発生した汚泥は，法律に基づき処理した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 施設異常，災害時等の職員の緊急出動回数	回	32	10	10	9	10
B 浄水量(ろ過水量)	m ³	8,904,160	9,957,860	12,204,432	8,507,300	12,204,432
C 汚泥処理量	m ³	3,128	4,151	6,102	3, 126	6,102

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- ・浄水処理施設等は，24時間常に正常運転可能な状態にする。
- ・原水は，浄水処理施設等により水道法の水質基準等に適合した水道水とし，水道使用者に安定的に供給を図り，発生する汚泥は，環境に影響を与えないように処理する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 施設の正常稼動(減断水無し)率＝(1－減断水日数／年度の日数)×100	□上げる □下げる	%	100	100	100	100	100

	る ■維持						
B 配水量	□上げる □下げる ■維持	m ³	8,275,565	9,150,866	12,045,000	7,869,285	12,045,000
C 汚泥処理率＝(汚泥処理量／ 原水の取水量)×100	□上げる □下げる ■維持	%	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	69,850	66,773	70,143	59,154
	A 小計 ①～⑤	千円	69,850	66,773	70,143	59,154
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	15,728	15,728	16,000	16,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	62,912	62,912	64,000	64,000
計	トータルコスト A+B	千円	132,762	129,685	134,143	123,154
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

施設が 24 時間正常に運転することは、水道水をいつでも必要な時に必要な分だけ使用してもらえることにつながる。また、水道法の水質基準に適合した水道水とすることは、安全でおいしい水を信頼して使用してもらえることにつながり、発生する汚泥を水循環に影響を与えないように処理再利用することは、安定給水に結びつく。

② 市の関与の妥当性

盛岡市の水道は、普及率 97%を超え市民の健康な毎日の生活に欠かすことが出来ない必要なものとなっている。この事業は、水道法に基づき清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としていることから、市が行うべき事業である。

③ 対象の妥当性

浄水処理施設は、給水区域内に水道水を供給すべく条件に適した位置に設置されており、原水

は水道事業認可及び水利権の許可に基づいていることから、現状で見直す余地はない。

④ 廃止・休止の影響

浄水場は、ライフラインである水道水の製造工場であり、この事業を廃止・休止することはできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

浄水場職員の技術力を高めることにより、浄水場の安定した運転・管理の向上につながる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

水道事業は、水道利用者による受益負担が原則になっており、いつでも安全でおいしい水を公平に供給し、その費用は条例により水道料金で決められていることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

配水量は、夏から秋になると減少傾向にあることから、配水量を的確に予測し、かつ、配水池の容量を有効利用することにより、動力設備の電力消費の節減を図っている。

施設の故障等による職員の時間外緊急出動を減らすため、効率的な点検・整備を進めている。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

職員の高齢化が進んでおり、後継者への技術の継承を目的とした研修の充実及び維持管理マニュアル・台帳類の精度向上を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

施設の老朽化に伴い、今後、整備費用の増加が見込まれることから、計画的かつ効率的に整備等を進める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

ハード面の整備を引き続き図りながら、職員の早期技術習得及び人材育成を目的に策定している運転管理マニュアルを活用し、更なる安定給水の確保に努める。